

## 建築設計業務委託特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務名称 令和7年度 建委第2号(商)  
道の駅すくもサニーサイドパーク物産館  
新築工事基本設計業務委託

## 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 道の駅すくもサニーサイドパーク物産館  
(2) 敷地の場所 宿毛市小筑紫町田ノ浦 1244-10  
(3) 施設用途 商業施設

## 3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「⊙」印が付いたものを適用とする。

4. 委託期間 契約日の翌日から令和7年9月30日までとする。

## 5. 設計と条件

## (1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 14,729 m<sup>2</sup>  
b. 用途地域及び地区の指定 都市計画区域外

## (2) 施設の条件

- a. 物産館(新設)  
7) 施設の延床面積 120m<sup>2</sup>程度  
4) 主要構造 提案による  
b. 既設管理棟  
7) 改修する面積 36.0m<sup>2</sup>

## (3) 建設の条件

- a. 予定工事費 80,000千円(税込)※什器・備品類除く  
b. 建設工期 令和8年6月～令和8年12月(予定)

## (4) 設計の条件

設計と条件については、下記の資料による。

- a. 基本計画書 別添-1  
b. 設計と条件 別添-2  
c. 付近見取図 別添-3  
d. 既存建物配置図・平面図 別添-4  
e. 既設管理棟平面図 別添-5

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和6年改訂）による。

### 1. 設計業務の内容

#### a. 基本設計

- 1) 全体的な計画及びゾーニング計画（配置レイアウト、空間デザイン、動線等）
- 2) 店舗デザインの検討・作成（店舗内外配色、壁・天井・床等の仕様、サイン・装飾等）
- 3) 什器・備品類の検討
- 4) 設備計画（機械、電気、照明、調理器具、音響、給排水、空調等）
- 5) 外構計画
- 6) 概算工事費の作成（什器・備品類含む）
- 7) イメージパース、スケッチ等の作成（店舗内、外共）
- 8) その他、基本設計に関する標準業務

#### b. その他業務

- 1) 地質調査業務 スクリューウエイト貫入試験（GL-5m程度 5カ所）

### 2. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 地質調査業務は、JISA1221（スクリューウエイト貫入試験）に基づき行う。

#### (2) 適用基準等

本業務の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令並びにその他これに基づく条例及び規則との規定によるほか、下記の基準等に準拠する。なお、各基準等の年版等については最新版のものとする。

#### a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
  - ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)

d. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引

## e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)

## (3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、フ・ホ°-サル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- a. 管理技術者、照査技術者届
- b. 技術者経歴書(管理・照査)
- c. 業務実施体制
- d. 公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3.2に定める設計方針
- e. フ・ホ°-サル方式により業務を受託した場合の業務履行

受注者は、フ・ホ°-サル方式により業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

## (4) 管理技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任技術者を適切に配置した体制とする

- 道の駅すくもサニサイドパーク物産館基本設計業務委託に関するフ・ホ°-サル実施要領による

技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し発注者の了解を得なければならない。

## (5) 貸与品等

本業務において、当市の貸与できる資料は以下のとおりである。ただし、貸与した資料は、本業務以外への使用又は転用をしてはならない。

- a. サニサイドパークリニューアル工事実施設計図 (R4 年度建設)

## (6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他 ( )

## (7) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 成果物の提出時期

基本設計図書の提出時期

令和7年9月12日

概算工事費の提出時期 令和7年9月19日

成果図書の提出時期 令和7年9月30日

b. 成果物の提出場所 ( 宿毛市都市建設課 )

c. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 業務完了後の協力等

次について委託者の要請があった場合、受託者はこれに協力する。

- ①現場説明の実施
- ②質疑回答書の作成
- ③設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
- ④会計検査等への立会

e. 写真等の著作権の利用等について

受注者は写真等の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真等は宿毛市の行う事務並びに宿毛市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

  - 1) 写真等を公表すること。
  - 2) 写真等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

f. 本特記仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、業務を遂行するものとする。

### 3. 成果物、提出部数等

#### (1) 基本設計

成果物等	部数	製本形態	摘要
a. 建築(総合) ①建築(総合)基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要書 面積及び求積図	各2部	A3二折製本 (A3平綴じ)	A3二折製本

敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 外構計画図 什器・備品図 ①工事費概算書(構造・外構含む) ①仮設計画概要書 ①概略工事工程表	各1部 各1部 各1部	A4ファイル A4ファイル A4ファイル	
b. 建築(構造) ①建築(構造)基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書	各2部	A3二折製本	
c. 電気設備 ①電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ①工事費概算書	各2部 各1部	A3二折製本 A4ファイル	
d. 機械設備 ①電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ①工事費概算書	各2部 各1部	A3二折製本 A4ファイル	
成果物等	部数	製本形態	摘要
e. その他資料 ①透視図 ・模型 ①什器・備品リスト及びカタログ ①リサイクル計画書 ①各種技術資料 ①各記録書	一式 一式 一式 各1部 各1部 各1部	A4ファイル A4ファイル A4ファイル	外観、内観主要部

(注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

- : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 建築(総合)設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。
- : 電子データについても、CD-ROM等に収め、併せて提出すること。
- : 電子データの提出は、CADファイル及びPDFファイルとする。  
CADデータの形式は、原則「jww」とする。なお、他の形式からjww形式に変換した場合は、元データと比較し文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認すること。
- : 電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。
- : 工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。